

# 令和4年度第4回

## 宇都宮市国民健康保険運営協議会

### 会議次第

日時 令和5年2月2日(木)  
午後4時30分～

会場 宇都宮市役所14階  
14大会議室

#### 1 開 会

- (1) 会議録署名委員の選出

#### 2 議 事

(1) 報告事項

- ・ 報告第1号 国民健康保険税に係る制度改正について・・・資料1
- ・ 報告第2号 出産育児一時金の支給額の引上げについて・・・資料2

(2) 協議事項

- ・ 協議第1号 答申書(案)について・・・資料3

(3) その他

#### 3 その他

#### 4 閉 会

宇都宮市国民健康保険運営協議会委員名簿

令和5年2月2日現在

委員種別	氏名	役職等	備考
第1号委員 被保険者代表	成島 隆裕	市議会議員	
	福田 久美子	市議会議員	
	田中 勇大	宇都宮商工会議所青年部 副会長	
	土屋 貴子	宇都宮商工会議所女性部 会員	
	村田 隆一	市農業委員会 会長職務代理	
	坂本 悦男	公募委員	
	根本 智子	公募委員	
第2号委員 保険医・ 保険薬剤師 代表	松本国彦	市医師会 会長	
	野間重孝	市医師会 副会長	
	増山哲茂	市医師会 副会長	
	石原雅行	市医師会 副会長	
	北條茂男	市歯科医師会 会長	
	生井俊一	市歯科医師会 副会長	
	高野澤 昇	市薬剤師会 会長	
第3号委員 公益代表	平松明夫	市議会議員	
	菅原一浩	市議会議員	
	塚田典功	市議会議員	
	福田茂夫	市社会福祉協議会 副会長	
	鈕持幸子	市民生委員児童委員協議会 会長	
	上野元子	宇都宮人権擁護委員協議会宇都宮部会 副部会長	
	小野篤司	宇都宮短期大学 准教授	
第4号委員 被用者保険等 保険者代表	宮崎 務	全国健康保険協会栃木支部 支部長	
	小山田 静子	栃木県市町村職員共済組合 事務局長	
	野沢 良治	栃木県トラック健康保険組合 常務理事	

## 事 務 局 名 簿

氏 名	役 職
緒 方 秀 徳	保健福祉部長
小久保 雅 司	保健福祉部次長
千 本 直 男	保険年金課長 ※ 1
井 上 源 夫	保険年金課長補佐 ※ 2
岩 本 光 生	保険年金課管理グループ係長 ※ 2
大 嶋 聡	保険年金課国保給付グループ係長
檜 山 真 佐 樹	保険年金課国保税グループ係長
赤 羽 信 彦	保険年金課収納グループ係長
古 内 康 夫	保険年金課滞納整理グループ係長
佐 藤 真 理 子	保険年金課管理グループ総括 ※ 2
斎 藤 幸 子	保険年金課国保給付グループ総括
結 城 悦 子	保険年金課国保税グループ総括
加 藤 尚	保険年金課滞納整理グループ総括
鈴 木 信 晴	健康増進課長
岩 下 あ す 香	健康増進課長補佐
小 林 昭 孔	健康増進課企画グループ係長
鈴 木 敦 子	健康増進課健康づくりグループ係長
塚 田 亜 希 子	健康増進課健康診査グループ係長

※ 1 書記長

※ 2 書記

## 報告第 1 号

## 国民健康保険税に係る制度改正について

## 1 令和 5 年度税制改正

国民健康保険税（以下「保険税」という。）の課税の内容を含む「令和 5 年度税制改正大綱」が令和 4 年 1 2 月 2 3 日に閣議決定され、今後、地方税法及び地方税法施行令等の改正・施行が見込まれる。

この税制改正に伴い、令和 5 年度以降の保険税の課税に係る制度が以下のとおり変更となる。

## 2 改正内容

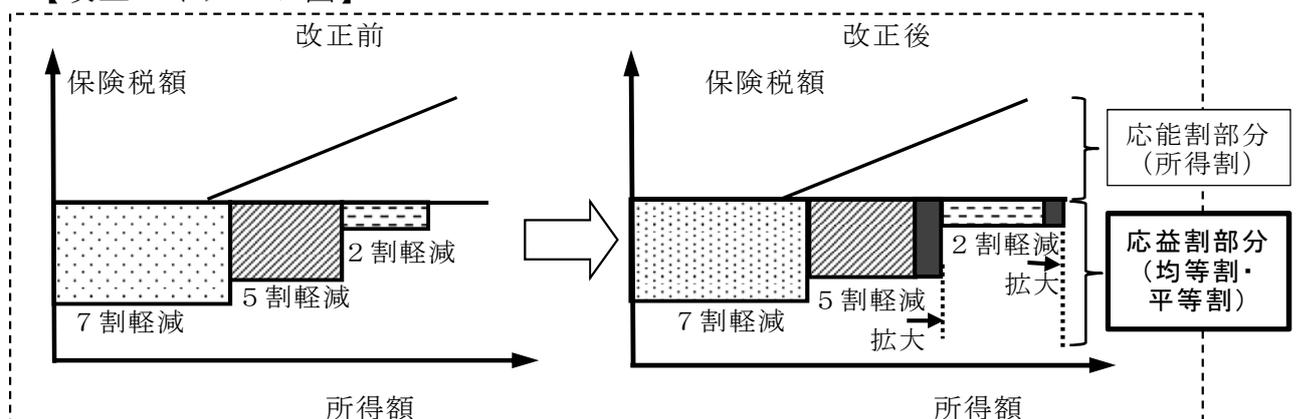
## (1) 軽減判定基準の改定

応益割（均等割・平等割）に係る低所得者の軽減のうち、5 割軽減・2 割軽減の判定の際の所得基準を引き上げる。

## 〔軽減判定基準〕

7 割軽減	変更なし	$43 \text{万円} + 10 \text{万円} \times (\text{給与所得者等の数} - 1)$
5 割軽減	改正前	$43 \text{万円} + 28.5 \text{万円} \times (\text{被保険者数} + \text{特定同一世帯所属者数}) + 10 \text{万円} \times (\text{給与所得者等の数} - 1)$
	改正後	$43 \text{万円} + \underline{29 \text{万円}} \times (\text{被保険者数} + \text{特定同一世帯所属者数}) + 10 \text{万円} \times (\text{給与所得者等の数} - 1)$
2 割軽減	改正前	$43 \text{万円} + 52 \text{万円} \times (\text{被保険者数} + \text{特定同一世帯所属者数}) + 10 \text{万円} \times (\text{給与所得者等の数} - 1)$
	改正後	$43 \text{万円} + \underline{53.5 \text{万円}} \times (\text{被保険者数} + \text{特定同一世帯所属者数}) + 10 \text{万円} \times (\text{給与所得者等の数} - 1)$

## 【改正のイメージ図】



## 【本市の対応】

地方税法施行令の改正後、令和 5 年 3 月末までに条例改正を行い、令和 5 年度の保険税課税分から適用する予定

※ 令和 5 年度の保険税の賦課期日（4 月 1 日）より前に本市の条例改正を行う必要がある。

## (2) 課税限度額の改定

- ・ 今回の税制改正大綱では、保険税の課税の上限額となる課税限度額を年額102万円から104万円に引き上げている。
- ・ 本市では、令和5年度本協議会において、令和6年度の課税限度額を引き上げるかどうかについて、協議いただく予定



### 3 本市の対応

宇都宮市国民健康保険条例を改正し、出産育児一時金の支給額を50万円に引き上げる。なお、産科医療補償制度に加入していない医療機関等において出産した場合の出産育児一時金については、40.8万円から48.8万円に引き上げる。

### 4 条例施行期日

令和5年4月1日

(案)

宮国保運協第 号

令和 5 年 2 月 日

宇都宮市長 佐藤 栄一 様

宇都宮市国民健康保険運営協議会

会長 塚田 典功

国民健康保険税の税率の見直し等について（答申）

令和 4 年 1 月 10 日付け宮保年第 2865 号により諮問のありました標記の件につきまして、本協議会を開催し、関係資料に基づき慎重に協議した結果、結論を得ましたので答申いたします。

## 答申に当たって

国民健康保険（以下「国保」という。）については，被保険者の高齢化や医療技術の高度化などにより 1 人当たりの医療費が増加する傾向にある一方，被保険者には国民健康保険税（以下「保険税」という。）の負担能力の低い無職者や低所得者が多いことから財政基盤が脆弱であるという構造的な問題を抱えており，多くの市町村において厳しい財政運営を余儀なくされている。

こうした中，宇都宮市においては，国保事業の安定的な運営を図るため，「第 2 次宇都宮市国民健康保険経営改革プラン」に基づき，保険税収納率の向上や医療費の適正化に向けて，各種施策・事業を計画的かつ着実に進めており，今年度から，更なる保険税収納率の向上策について，先進中核市の取組について調査・分析を行い，本市の取組内容と照らし合わせ，改善を図るための効果的な対策について検討を行い，取組を強化したところである。

今後は，現在，栃木県と県内市町で検討を行っている国保の保険税水準の統一の動向を注視しながらより一層の経営努力に取り組む必要がある。

今般，本協議会では，保険税の税率の見直し等について市長から諮問を受け，国保の財政健全化に向けた今後の取組，保険税の税率等の見直しについて被保険者を取り巻く状況を勘案し，慎重に議論を重ねてきたところであり，その意見を集約し，次のとおり答申する。

## 1 財政健全化策について

国保財政の健全化に当たっては、保険者である宇都宮市自らが積極的に経営努力を行い、財政健全化策をこれまで以上に推進することが肝要であることから、「第2次宇都宮市国民健康保険経営改革プラン」に掲げた施策について、現状分析を十分に行いながら、引き続き実効性のある取組を実施されたい。

特に、保険税収納率の向上については、保険税負担の公平性と財源の確保のため、新規国保加入者等に対して口座振替の加入勧奨を強化するとともに、滞納者の状況把握を徹底し、納付資力に応じた差押を行うなど、収納対策の更なる強化に努められたい。

また、医療費の適正化については、生活習慣病の早期発見・早期治療を図るため、AIを活用した特定健診の受診勧奨や受診行動のデータ分析を継続するとともに、糖尿病性腎症重症化予防事業の受診勧奨を強化するなど、被保険者の健康の保持増進により、1人当たりの医療費の増加抑制に努められたい。

## 2 税率等の見直しについて

### (1) 課税限度額について

地方税法施行令（以下「政令」という。）に定める課税限度額については、令和4年3月に、医療保険分が63万円から65万円に、後期高齢者支援金分が19万円から20万円に改正されたところであり、国は今後も、課税限度額を段階的に引き上げる方針を示している。

課税限度額を超える高所得世帯については、中所得世帯に比べ所得に対する税負担の割合が低く抑えられていることから、税負担の公平性の観点や国の動向を踏まえると、令和5年度は課税限度額を引き上げることが適当である。

なお、令和5年度税制改正において、課税限度額の引上げが予定されていることから、政令が改正された場合は、令和6年度の課税限度額について本協議会において検討することが適当である。

## (2) 税率と負担の在り方について

国保事業に必要な財源については、国・県・市からの公費と保険税で賄うことが基本であるが、現状では、エネルギー価格の高騰や為替レートの変動などの影響による物価の上昇が続き、低所得者が多い国保の被保険者が受ける負担感はより高まっており、国などによる経済対策の動きはあるものの、被保険者に更なる負担を求め得る状況にないことから、令和5年度の保険税の税率については現行どおりとし、保険者の責めに帰さない要因による財政負担に対しては、一般会計からの繰入（財政安定化支援事業分）を令和5年度においても実施することが適当である。

## 令和4年度宇都宮市国民健康保険運営協議会開催経過

- 1 第1回運営協議会（令和4年7月28日）
  - (1) 令和3年度国民健康保険特別会計の決算状況（見込み）について
  - (2) 令和4年度国民健康保険特別会計当初予算の概要について
  - (3) 令和3年度国保アクションプランの主な取組実績と令和4年度国保アクションプランの主な取組について
  - (4) 令和4年度国民健康保険税の課税状況について
  - (5) 令和4年度新型コロナウイルス感染症に係る国民健康保険の取組について
  
- 2 第2回運営協議会（令和4年11月10日）
  - (1) 国民健康保険の現状について
  - (2) 保険税水準の統一に向けた検討について
  
- 3 第3回運営協議会（令和5年1月12日）
  - (1) 国民健康保険税の課税限度額の見直しについて
  - (2) 国民健康保険税の税率等の見直しについて
  
- 4 第4回運営協議会（令和5年2月2日）
  - (1) 国民健康保険税に係る制度改正について
  - (2) 出産育児一時金の支給額の引上げについて
  - (3) 答申書（案）について

## 宇都宮市国民健康保険運営協議会委員

(会長及び職務代理者以外は五十音順)

会長	塚田	典功
職務代理者	福田	茂夫
委員	石原	雅行
委員	上野	元子
委員	小野	篤司
委員	小山田	静子
委員	釧持	幸子
委員	坂本	悦男
委員	菅原	一浩
委員	高野澤	昇
委員	田中	勇大
委員	土屋	貴子
委員	生井	俊一
委員	成島	隆裕
委員	根本	智子
委員	野沢	良治
委員	野間	重孝
委員	平松	明夫
委員	福田	久美子
委員	北條	茂男
委員	増山	哲茂
委員	松本	国彦
委員	宮崎	務
委員	村田	隆一